

# 臨時株主総会参考書類(別冊)

議案添付資料

平成22年12月期におけるガイアホールディングス株式会社  
に関する事項

事業報告

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

株式会社ジー・モード

# 事業報告

(平成22年1月1日から  
平成22年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

(当社グループの事業の内容)

当社グループは、ソフトウェアテクノロジーによって世界中の人々がより充実した生活を楽しめるようにすることを使命として事業を営んでおります。その実現のため、世界中で多くの人々が利用する携帯電話やパーソナルコンピュータ等の民生用電子機器に向け優れたソフトウェア基盤技術(注)を研究開発し販売することを中核事業に据え、その技術を利用する多種多様の魅力的なコンテンツ・サービスを世界中の人々に届ける事業を展開しております。

中核事業の主な顧客は、様々なソフトウェア基盤技術を必要としている電子機器メーカーや通信事業者です。これらの顧客が、当社の販売する優れたソフトウェア基盤技術を搭載した電子機器をより多く出荷することにより、当社グループにより多くのロイヤリティが製品売上として入ります。さらに、当社グループでは、顧客がそれらの電子機器を迅速に市場へ展開できるよう、コンサルティングや共同開発を行い、技術支援売上を得ております。

現在、中核事業の主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」は、iアプリ等のJava言語で作成されたアプリケーションを実行するためのソフトウェア基盤技術です。ゲームやGPSナビゲーション等のアプリケーションをJava言語で簡単に作成することができるため、日本をはじめとして欧米で普及しております。また、Java言語で作成されたアプリケーションは安全性が高いため、モバイルバンキングや電子マネー等の生活インフラにも利用され、国内の携帯電話市場においては、既に9割以上の高い搭載率となっております。

また、携帯電話端末メーカー各社からはスマートフォンを含む多種多様な携帯電話端末やタブレット型携帯端末等のハードウェアがリリースされ、国内携帯通信事業者やメーカー各社から新しいソリューションやサービスが展開される中、いち早くスマートフォン向けのソリューションを開発しライセンスを開始する等、国内携帯通信事業者や携帯電話端末メーカーとの強力な関係を維持・継続し、今後も新しいソリューションやサービスを提供してまいります。

一方、世界人口の過半数を占めるエマージングマーケットを含め多くの地域では、各国の著しい経済発展に伴い、携帯電話端末の普及が急速に進んでおります。このような環境のもと、当社グループでは、成長著しいエマージングマーケットにおいてJava言語で作成されたアプリケーションの普及を加速させ、JBlendを搭載した携帯電話の出荷台数を大幅に増やしております。今後も、海外市場、特にエマージングマーケットにおける当社グループの収益をさらに大きく伸ばしてまいります。

さらに、携帯電話向けに開発したJBlendのノウハウを基に、機器間通信（通称M2M）機器に向けJava言語で作成されたアプリケーションを実行するための超小型で高性能なソフトウェア基盤技術「WirelessIDEA」の供給を開始し、さらに、当社が独自開発したスマートグリッド（次世代送電網）向けの新たなソフトウェア基盤技術「picoJBlend」が、政府主導で送電網の次世代化が推進されている米国市場において採用される等、既に海外市場を中心にこれら新しいソフトウェア基盤技術の提供を始めております。今後も、当社グループの優れたソフトウェア基盤技術を様々な形で世界に向けて発信し、国内外の地域毎の特性を捉えた多様なグローバルビジネスを展開してまいります。

当社グループでは、当社が提供するJBlendをはじめとする中核事業製品と、当社の連結子会社である株式会社ジー・モードのコンテンツ・サービスを共に提供することにより、中国やエマージングマーケットへのコンテンツ流通の普及を促進し、中核事業製品を搭載する携帯電話の販売台数を増やし、更なるコンテンツ市場を拡大するという戦略を進めております。

今後も国内及び世界各国の通信事業者、端末メーカー、さらにコンテンツ・サービスのパートナーとボーダレスな協業体制を築いて、当社グループ全体の収益力拡大を加速させます。

（注）ソフトウェア基盤技術

ソフトウェア基盤技術とは、ソフトウェアを開発したり利用したりする際に、その土台となる技術です。様々な電子機器で共通して必要になるソフトウェアの機能（画面に文字や絵を表示する、音を出す、データの保存や管理を行う、ネットワークを利用する、セキュリティを確保するといった機能）や、ソフトウェアそのものの実行を円滑にする技術等がこれに該当します。

現代の民生用電子機器には、携帯電話から家庭用電化製品に至るまで、そのほとんどに小型コンピュータシステムが組み込まれています。機器に組み込まれたコンピュータシステムは、ビデオの録画予約、エアコンの温度調整、携帯電話でのインターネット接続、電子メール、ゲーム等のアプリケーションを利用するといった機能をユーザーに提供しています。そして、こうした機器固有の様々な機能を実現しているのは、機器の用途に応じて製作され、コンピュータシステムの一部として機器に組み込まれているソフトウェアです。

民生用電子機器の多機能化・高機能化に伴い、機器に組み込まれるソフトウェアはより複雑で高度な処理を行うようになっていきます。

機器で利用されるソフトウェアをより便利で安全なものにし、かつ効率良く開発できるようにするために、ソフトウェア基盤技術は極めて重要なものである、と当社は考えています。

(当連結会計年度の経営成績)

当連結会計年度における当社グループの主な事業分野である携帯電話市場は、国内では従来型携帯端末の販売台数が軟調に推移する一方で、スマートフォン、特にAndroid端末が通信事業者から相次いで投入され、スマートフォン出荷台数比率が急激に増加いたしました。海外においてもスマートフォンの出荷台数比率は国内同様に増加しており、さらに海外では携帯端末の総出荷台数もエマージングマーケットを中心に順調に伸びております。

一方、国内モバイルコンテンツ市場においては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」）上のアプリケーション内で販売されるアイテムやアバター等による平成22年の売上が急拡大したことに加え、スマートフォンの浸透や国内携帯端末メーカーのタブレット型端末市場への参入等により、エンターテインメント系のコンテンツやサービスを中心に市場規模が拡大しております。

[ソフトウェア基盤技術事業]

中核事業であるソフトウェア基盤技術事業では、アジア地域での売上が、当連結会計年度通期にわたって前連結会計年度比で大きく増加しました。特に中国顧客からの売上は各四半期で安定しており、完全に収益の柱となってきております。

一方、国内の売上につきましては、当連結会計年度において、軟調であった従来型端末への供給による製品売上が、同様に軟調傾向となりましたが、スマートフォン向け等の新製品の立ち上げが順調であり、総合的には前連結会計年度を上回る売上を達成しております。特に第4四半期では、急拡大するスマートフォン市場において、新製品の「emblend」が国内通信事業者3社に採用された結果、本製品の製品売上が本格的に増加し始めており、軟調傾向が続いている従来型端末からの製品売上減少を補う傾向がより強くなってきております。

欧米ではスマートグリッド向けソリューション等の提供が始まっており、今後のロイヤリティ売上への貢献が期待されております。

コンテンツ・サービス等事業との連携に関しては、既に国内メーカーの輸出向け製品や海外メーカーの国内向け製品に組み込みソフトウェアとコンテンツを合わせて提供し始めていますが、海外メーカーの海外向け製品への提供に関しては、ハイシーズンに向けさらに力を入れていく必要があると考えております。

さらに、前連結会計年度より実施している経営合理化策を当連結会計年度を通じて継続することによって当連結会計年度の損益分岐点を下げ、結果として収益に寄与することとなりました。

これらの結果、当連結会計年度のソフトウェア基盤技術事業の業績は、売上高4,504,906千円、営業利益257,029千円となりました。

<地域別販売実績>

地域別	第25期		第26期 (当連結会計年度)	
	自 平成21年 1月 1 日 至 平成21年12月31日		自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
日本	2,686,295	75.9	3,171,907	70.4
アジア	741,002	21.0	1,210,297	26.9
その他の地域	109,783	3.1	122,701	2.7
合計	3,537,080	100.0	4,504,906	100.0

- (注) 1. この表は顧客の所在地によって分類した売上高を集計しています。  
 2. その他の地域には北米、欧州を含みます。  
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

<品目別販売実績>

品目別	第25期		第26期 (当連結会計年度)	
	自 平成21年 1月 1 日 至 平成21年12月31日		自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
製品売上	2,417,446	68.4	3,287,413	73.0
技術支援売上	1,112,120	31.4	1,204,139	26.7
その他	7,512	0.2	13,353	0.3
合計	3,537,080	100.0	4,504,906	100.0

- (注) 1. 製品売上は、ライセンス収入及びロイヤリティ収入からなっています。技術支援売上とは、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入及び製品開発を支援するサポート収入等からなります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### [コンテンツ・サービス等事業]

当連結会計年度における国内携帯電話市場は、従来型携帯端末の販売台数が依然として前年を下回って推移する中、根強い人気のiPhoneに加え、これまで一般の携帯電話端末が備えていた「おサイフケータイ」や「ワンセグ」等の機能を搭載したAndroid端末が携帯電話キャリア各社から相次いで投入されたことで、平成22年12月度の携帯電話全販売台数に占めるスマートフォンの割合はおよそ5割に達し、前月に対する増加数でも昨年4月の10.2ポイントを上回り過去最高を記録（出所:BCNランキング）する等、市場構造の二極化は急激に加速しております。

一方、モバイルコンテンツ市場におきましては、SNS上のアプリケーション内で販売されるアイテムやアバター等による平成22年の売上が前年の4倍を超える成長（株式会社シード・プランニング調べ）を遂げたことに加え、スマートフォンの浸透や国内携帯端末メーカーのタブレット型端末市場への参入等により、携帯電話向け電子書籍の分野が活性化する等、エンターテインメント系のコンテンツやサービスを中心に市場規模が拡大しております。また、大手SNSがスマートフォンへの対応を本格化する中、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下NTTドコモ）がiモード向けに、アプリケーションやコンテンツを販売するオープンプラットフォーム「ドコモマーケット（iモード）」を開設し、従来型携帯端末によるコンテンツ市場の大きさとスマートフォンが持つアプリの自由度の高さを融合した新たなサービスを提供することで市場に活性化を促す動きも見られました。

このような経営環境の下、当社グループのコンテンツ・サービス等事業（以下「当社コンテンツ・サービス等事業」）における安定的収益の確保と利益率の改善に向けて、引き続き、追加課金型コンテンツの積極投入、集客力の強化やユーザー導線の拡張、退会率の抑止等に取り組むとともに、この12月には公式サイト以外で初となるSNS上での「TETRIS LEAGUE（テトリスリーグ）」配信に着手いたしました。

一方、新規事業におきましては、ソーシャルアプリの認知度向上と新規ユーザーの獲得に向けて、新たにGREEへの配信を開始するとともに、各種人気コンテンツとのコラボレーションを積極的に展開いたしました。また、一般サイトにおいては不採算サイトの閉鎖やサイト運用効率の見直しを行う等、引き続き事業推進体制の強化に注力いたしました。

これらの結果、当連結会計年度のコンテンツ・サービス等事業の業績は、売上高4,941,956千円、営業損失45,371千円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は9,446,863千円（前連結会計年度売上高3,537,080千円）となりました。営業損益につきましては、211,021千円の営業利益（前連結会計年度営業損失1,008,493千円）となりました。経常損益につきましては、為替差損の計上等により、163,172千円の経常利益（前連結会計年度経常損失1,051,026千円）となりました。当期純損益につきましては、負ののれん発生益及び段階取得に係る差損の計上等により、333,842千円の当期純利益（前連結会計年度当期純損失1,424,466千円）となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は、市場販売目的のソフトウェアを自社開発することを目的とした投資を中心に1,084,279千円であります。

## ③資金調達の状況

該当する事項はありません。

## ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

## ⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

## ⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

・当社は、平成21年11月16日開催の取締役会において、株式会社ジー・モードの普通株式を公開買付けにより取得することを決議し、平成21年11月17日より実施し、平成22年1月18日に終了いたしました。この公開買付けの結果、当社が所有する株式会社ジー・モードの議決権比率が47.39%となり、かつ、当社が所有する株式会社ジー・モードの議決権比率と株主間契約に基づき当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している同社代表取締役

役である宮路武氏が所有する株式会社ジー・モードの議決権比率（10.46％）の合計が57.85％となり、決済日である平成22年1月25日をもって、株式会社ジー・モードは当社の連結子会社となりました。さらに当社は、平成22年11月17日付で、前連結会計年度末現在において株式会社ジー・モードの主要株主であった宮路武氏からその保有する普通株式の一部を譲り受けた結果、当社が所有する株式会社ジー・モードの株式数は、64,344株（議決権比率56.85％）となりました。

- ・当社は、当連結会計年度中、前連結会計年度末現在において当社の100％子会社であったAplix Corporation of America（米国）の株式を、当社の100％子会社であるiaSolution Inc.（台湾）に売却いたしました。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (平成19年12月期)	第 24 期 (平成20年12月期)	第 25 期 (平成21年12月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (平成22年12月期)
売 上 高(千円)	6,763,302	5,195,528	3,537,080	9,446,863
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	335,275	281,667	△1,051,026	163,172
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△7,016,185	109,637	△1,424,466	333,842
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (円) (△)	△69,315.51	1,082.10	△14,059.08	3,294.94
総 資 産 (千円)	14,949,289	14,073,221	12,659,643	15,354,502
純 資 産 (千円)	13,604,054	13,083,834	11,973,624	13,881,589
1株当たり純資産額 (円)	133,616.72	129,091.45	117,620.02	120,576.50

(注) 1株当たり純資産額は、自己株式を除く期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当する事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

当社グループは、当社及び連結子会社12社により構成されております。重要な子会社は、以下のとおりです。

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
iaSolution Inc. (台湾台北市)	195,870千台湾ドル	100.0%	当社の営業・技術協力・ 業務委託
株式会社ジー・モード (東京都渋谷区)	3,320,723千円	56.85%	国内コンテンツ配信事業、 カジュアルコミュニケーション事業、 海外事業、 その他の事業

#### (4) 企業集団の対処すべき課題

昨今の携帯電話を含む携帯端末市場においては、国内市場では、国内端末メーカーに加えて米国、韓国、台湾等の海外端末メーカーによりスマートフォンを含む多種多様な携帯電話端末がリリースされ、また、タブレット型携帯端末等の登場により、関連キャリアやメーカー各社から新しいソリューションやサービスが展開されております。海外においては、中国をはじめとする新興市場での携帯電話端末の普及が急速に進む等著しい発展を遂げており、携帯端末市場は国内外において新たな商機を迎えております。世界の携帯端末市場の業界各社には事業統合等も多く見られ、各社ともに世界市場を見据えたグローバルな経営体制の確立を加速させております。

このような状況下で、当社グループの企業価値を高めていくためには、当社のグループ会社である株式会社ジー・モードを筆頭に、様々なコンテンツ・サービスのプロバイダと共に多種多様な魅力的なコンテンツ・サービスを創出し、国内外市場での普及を支援し加速させることによって、当社の中核事業であるソフトウェア基盤技術事業及びコンテンツ・サービス等事業相方の高収益化を実現することが必要だと考えております。また、世界市場を見据えたグローバルな経営体制の確立を進める顧客や取引先とのボーダレスな協業体制を確立し、主力製品であるJBlendの世界市場への拡販はもとより、スマートフォン市場、M2M市場、スマートグリッド市場等、国内外の地域や市場毎の特性を捉えた多様なグローバルビジネスを展開することによって、更なる収益基盤の拡充を図る必要があると考えております。

各事業セグメントの対処すべき課題は、次のとおりです。

[ソフトウェア基盤技術事業]

##### ①海外での事業拡大

国内において携帯電話市場が成熟し販売台数が頭打ちになる中、当社グループの収益を大きく伸ばすためには、海外での事業を拡大することが重要であると考えております。

韓国・中国・台湾等海外の携帯電話メーカーの台頭により日本の携帯電話そのものについては既に最先端ではなくなっておりますが、携帯電話を利用した日本のコンテンツ・サービスは、圧倒的に海外諸国をリードしております。当社グループが日本に事業基盤がある優位性を活かし、当社グループの株式会社ジー・モードをはじめとする国内のコンテンツ・サービスのプロバイダと共に密接に連携しながら、最先端のコンテンツ・サービスを海外に普及させていくことによって、当社グループのソフトウェア基盤技術事業とコンテンツ・サ

ービス等事業を共に海外で拡大させ、収益を大きく伸ばすことが可能だと考えております。

さらに、携帯電話向けに開発したJBlendのノウハウを基に、M2M機器に向けJava言語で作成されたアプリケーションを実行するための超小型で高性能なソフトウェア基盤技術WirelessIDEAの供給を開始し、さらに、当社が独自開発したスマートグリッド（次世代送電網）向けの新たなソフトウェア基盤技術picoJBlendが、政府主導で送電網の次世代化が推進されている米国市場において採用される等、既に海外市場を中心にこれら新しいソフトウェア基盤技術の提供を始めております。今後も、当社グループの優れたソフトウェア基盤技術を様々な形で世界に向けて発信し、国内外の地域毎の特性を捉えた多様なグローバルビジネスを展開してまいります。

## ②グローバルな経営体制の確立

当社グループにおける海外での事業の成功が、当社グループ全体の成功（業績）を大きく左右すると見ており、海外事業を効果的に管理する必要があると考えております。

このため、当社は本社機能のある日本の事業所にて国際感覚に優れた人材の登用によるグローバル展開のためのグループ経営体制を強化してきました。さらに、これまでに開発した優れたソフトウェア基盤技術の製品群を一元的に管理し、今後も世界をリードする技術革新を継続するとともに、国内外のそれぞれのビジネス局面の変化に対して機動的かつ最適なソリューションを提供できる体制を整えるために、日本にある本社機能の海外移行の推進及び国内外の組織や事業の再編成に取り組んでおります。今後も、世界市場を見据えたグローバルな経営体制の確立を進める顧客や取引先とのボーダレスな協業体制を確立することで、より一層経営効率を高め海外からの収益を増やすことが可能になると考えております。

## ③JBlend以外に新たに開発した製品の拡販

当社グループの中核事業であるソフトウェア基盤技術事業を中長期的に伸ばしていくには、現在の主力製品であるJBlendに加え、新たに開発した製品の拡販が必要だと考えております。

当社グループでは、Androidの開発や普及を推進しているOpen Handset Alliance（OHA）の設立メンバーとしての優位性を活かし、Androidを利用する様々な機器向けのソリューションの開発及び提供を開始しており、既に国内通信事業者やメーカーにて採用される等、新たな収益事業として立ち上がっております。また、Java言語でアプリケーションの開発が可能な、M2M市場向けのアプリケーション実行環境WirelessIDEAの提供開始や、当社が独自開発したスマートグリ

ッド（次世代送電網）向けの新たなソフトウェア基盤技術が、政府主導で送電網の次世代化が推進されている米国市場にて採用される等、JB1end以外の新たなソフトウェア基盤技術の研究開発及び新規事業開発も積極的に行っております。

今後はこれらの製品の需要を伸ばして利益に結びつけるために、それぞれの製品を開発したエンジニアと世界各地の営業スタッフが密接に連携することにより、JB1endに加え新たな製品も拡販することが可能だと考えております。

#### [コンテンツ・サービス等事業]

##### ①事業体制の革新による「中長期的な成長基盤」の構築

スマートフォンの台頭やSNSによるオープン化の急速な進展により、従来の携帯電話向けコンテンツ市場から新たな市場へと利用者が流出し、既存のコンテンツビジネスを圧迫する等、市場構造や経営環境が大きく変化する中、新たなビジネスモデルの創出に向けて企業間競争は今後一層激化することが予想されます。

このような事業環境の下、当社コンテンツ・サービス等事業においては、安定的収益基盤の確立と利益最大化の実現に向け、中長期を見据えた新たな事業基盤を早期に構築することが経営の最重要課題であると考えております。その対応に向け、主力のモバイルコンテンツ事業を安定的収益源として基盤化し、さらに強化していくと共に、「オープンソーシャル事業」を次期中核事業として位置付け、事業基盤の早期確立に向けて、グループ内のノウハウとリソースを集中投下してまいります。さらに、当社グループの各事業との事業シナジーを最大限に発揮することで、共同海外事業を立上げ、エマージングマーケット等の海外市場での競争優位性を強化するとともに、収益機会の拡大を図ってまいります。

また、収益の確保と継続的利益成長の実現に向け、引き続き、事業体制の最適化とコスト低減による一層の体質強化に取り組んでまいります。

##### ②モバイルコンテンツ事業の強化

当社コンテンツ・サービス等事業の主力事業であるモバイルコンテンツ事業におきましては、モバイル検索エンジン導入による公式・一般サイトのボーダレス化により、一般サイトが急速に普及し、無料コンテンツの利用が拡大するとともに、オープン端末の普及やSNSによるオープン化の急激な進展等により、キャリア課金モデルによる新規会員獲得機会の減少や既存会員の退会加速、ビジネスモデル維持コストの増加等が懸念される状況となっております。

このような環境の中、付加価値の高い独創的サービスやプロモーションと連動したコンテンツ創りに注力するとともに、一般サイトとの連携強化による公

式サイトへの導線拡張やマーケティング機能の強化、検索エンジンの有効活用等により、集客力の強化と収益力の拡大を図ってまいります。また、Flashコンテンツによるアプリ開発コストの低減や現行マネタイズサイトポートフォリオを最適化すること等により、利益率の向上を目指してまいります。

### ③次期中核事業の育成

ここ数年における公式サイトビジネス環境は過去の経験を超える厳しい状況が続いており、安定的収益基盤の確立と利益最大化を実現する新たなビジネスモデルの構築が喫緊の経営課題となっております。こうした状況の下、当社コンテンツ・サービス等事業において中長期的に強固な成長の土台を築くため、今後更なる成長が見込まれるオープンソーシャル市場での本格的な事業展開を新たな事業の柱とすべく、経営資源を集中投下し、効率的で機動力のある組織運営スタイルを確立することで成功確度を高め、早期収益化を目指してまいります。

また、徹底した採算管理により、事業継続の可否について定期的な見直しを実施するとともに、事業継続と撤退に係る判断基準を厳格化することにより、新規事業開拓に内在するリスクの回避にも努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成22年12月31日現在）

当社グループは、ソフトウェア基盤技術事業及びコンテンツ・サービス等事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりです。

[ソフトウェア基盤技術事業]

- ①組み込み向けソフトウェアの研究、開発及び販売
- ②パソコン向けソフトウェアの研究、開発及び販売

[コンテンツ・サービス等事業]

- ①国内コンテンツ配信事業
- ②カジュアルコミュニケーション事業
- ③海外事業
- ④その他事業

## (6) 主要な事業所（平成22年12月31日現在）

- ①当 社 本 社 東京都 新宿区  
沖縄事業所 沖縄県 那覇市  
Aplix UK Office イギリス サリー州 ギルフォード市
- ②iaSolution Inc. 台湾 台北市
- ③株式会社ジー・モード 東京都 渋谷区

## (7) 使用人の状況 (平成22年12月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

事業のセグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェア基盤技術事業	306名	-6名
コンテンツ・サービス等事業	186名	186名
合計	492名	180名

- (注) 1. 使用人数の増加の主な要因は、当連結会計年度より連結子会社となりました株式会社ジーン・モード及びその子会社をコンテンツ・サービス等事業としたことによるものです。
2. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者(3名)を含みません。
3. 当社グループ外から当社グループへの出向者はおりません。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140名	-27名	37.80歳	5.88年

- (注) 1. 使用人数は、当社から当社外への出向者(4名)を含みません。
2. 当社外から当社への出向者はおりません。
3. 使用人数が前事業年度末に比べ27名減少しましたのは、経営の合理化や新規採用の抑制等によるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成22年12月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成22年12月31日現在)

①発行可能株式総数	261,300株
②発行済株式の総数	101,334株
③株主数	8,127名
④大株主(上位10位)	

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	15,000株	14.80%
郡山龍	10,800	10.65
株式会社ドコモ・ドットコム	3,000	2.96
ビーエヌピー パリバ セキュリティー ーズ サービス ミラン ジャスデック ク イタリア	1,449	1.43
松井証券株式会社	1,418	1.39
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,314	1.29
モルガンスタンレーアンドカンパニー インターナショナルビーエルシー	1,244	1.22
マネックス証券株式会社	1,234	1.21
有限会社宮地商事	1,200	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社 (信託口)	1,197	1.18

(注) 持株比率は自己株式 (14株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(旧商法に基づいて決議された新株予約権の状況)

(平成22年12月31日現在)

発行決議日		平成15年8月29日	平成17年5月25日		
新株予約権の数		503 個	115 個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,509 株 (新株予約権1個につき 3株)	普通株式 345 株 (新株予約権1個につき 3株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,001 円 (1株当たり 66,667 円)	新株予約権1個当たり 2,095,500 円 (1株当たり 698,500 円)		
権利行使期間		平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで		
行使の条件		(注)	(注)		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数:	20 個	新株予約権の数:	30 個
		目的となる株式数:	60 株	目的となる株式数:	90 株
		保有者数:	1 人	保有者数:	1 人
	社外取締役	新株予約権の数:	— 個	新株予約権の数:	— 個
		目的となる株式数:	— 株	目的となる株式数:	— 株
		保有者数:	— 人	保有者数:	— 人
	監査役	新株予約権の数:	— 個	新株予約権の数:	— 個
		目的となる株式数:	— 株	目的となる株式数:	— 株
		保有者数:	— 人	保有者数:	— 人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
  - (2) 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
  - (3) その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 上記取締役保有分の新株予約権は、当社取締役が取締役就任前に取得し、行使できる新株予約権であります。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 及び 監査役 の 状況 (平成22年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役兼取締役社長	郡 山 龍	株式会社ジー・モード 社外取締役 Director, Chairman, iaSolution Inc.
取 締 役	鈴 木 智 也	執行役員常務 研究開発本部 本部長 Director, iaSolution Inc.
取 締 役	房 達 章	執行役員常務 兼 海外事業総括 Director, President and CEO, iaSolution Inc.
取 締 役	宮 路 武	株式会社ジー・モード 代表取締役社長 株式会社モバイル・リサーチ 代表取締役社長
取 締 役	善 村 賢 治	株式会社ジー・モード 取締役
取 締 役	河 野 真 太 郎	株式会社ジー・モード 社外取締役 株式会社37 取締役
取 締 役	渡 邊 信 之	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ プロダクト部 技術企画担当部長
常 勤 監 査 役	根 本 忍	
監 査 役	楠 木 建	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
監 査 役	長 橋 賢 吾	フューチャーブリッジパートナーズ株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役河野真太郎氏、渡邊信之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役楠木建氏、長橋賢吾氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 平成22年3月23日の第25回定時株主総会終結の時をもって、取締役太田洋氏は任期満了により退任しております。
4. 平成22年3月23日の第25回定時株主総会終結の時をもって、監査役石井英雄氏は任期満了により退任しております。
5. 平成22年3月23日の第25回定時株主総会において鈴木智也氏、房達章氏、宮路武氏、善村賢治氏が取締役に、長橋賢吾氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

## ②当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	124,800千円 (35,850千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	34,350千円 (8,100千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (5名)	159,150千円 (43,950千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成22年3月23日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれていることと、無報酬の取締役が4名(うち社外取締役1名)在任しているためであります。
2. 平成13年3月26日定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。

## ③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役河野真太郎氏は、株式会社37の取締役を兼務しております。当社は株式会社37との間には特別な関係はありません。
- ・取締役渡邊信之氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのプロダクト部技術企画担当部長を兼務しております。なお、当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの間には製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役長橋賢吾氏は、フューチャーブリッジパートナーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。当社はフューチャーブリッジパートナーズ株式会社との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役河野真太郎氏は株式会社ジー・モードの社外取締役を兼務しております。なお、株式会社ジー・モードは当社の連結子会社であります。

## ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 河野 真太郎	当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席いたしました。取締役会において、豊富な経験と幅広い識見を活かし意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 渡邊 信之	当事業年度に開催された取締役会6回全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い識見を活かし意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 楠木 建	当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に経営学者として専門的見地から監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 長橋 賢吾	平成22年3月23日の就任以降に開催された取締役会4回全てに出席し、監査役会11回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、ITアナリストとしての見地から、技術・財務の両面の監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

①名 称 有限責任監査法人トーマツ

#### ②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68,300千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、新会計基準等の適用に伴う会計制度の整備に関する助言・指導業務を委託しております。

#### ④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の独立性をはじめとする適正及び職務遂行状況等に留意し、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受ける等、継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合や、その他の事情を総合的に勘案し、解任又は不再任が妥当と判断した場合、監査役会の同意に基づき解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、平成22年1月15日に取締役会において決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス規程を制定し、取締役は法令及びコンプライアンス規程を遵守すると共に、企業倫理の浸透を率先して行う。
  - (2) 取締役は、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営にあたるよう、教育・啓発を行う。
  - (3) 当社は相談・通報体制を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを取締役並びに使用人等が知った際に、内部監査室、常勤監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。
  - (4) 会社は通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に対して不利益な扱いをしない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等作成、保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 業界リスク、マーケットリスク、戦略意思決定リスク等の戦略リスクについては、全執行役員で構成する執行役員会において管理を行う。
  - (2) 日常の業務活動が抱える事業リスクについては、事業部門毎に執行役員を中心に、必要な場合には会計監査人、各顧問（会計・税務・法律等）等の助言を得つつ、この管理を行う。
  - (3) 事業リスクのうち、重大と認められるもの、及び複数の事業部門に関係するものについては、取締役会がリスクの分析を行い、管理の指針を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役のうち複数名を社外取締役とし、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
  - (2) 執行役員制度により、業務執行を迅速化し、かつ権限と責任を明確化する。
  - (3) 取締役会を四半期に1回開催し、重要事項の審議・決定をするほか、取締役並びに執行役員の監督を行う。
  - (4) 原則として毎週1回、全執行役員で構成する執行役員会を開催し、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うと共に、中長期の製品開発戦略並びに年度予算等について議論し、全社的な目標を設定する。
  - (5) 各部門はその戦略並びに予算等に基づき、目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
  - (6) 業務の効率化とコストダウンを図るため、弾力的な組織改変、電子化に取り組む。
5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 顧問弁護士や社内弁護士と連携し、企業集団全体としてコンプライアンスを推進する。
  - (2) 当社の執行役員会は、連結子会社を含む企業グループ全般にわたる内部監査を統括しグループ内部の有効性を監査する。
  - (3) 子会社から当社の執行役員に起用すること等で、企業集団全体としての重要方針の決定に参加させ、情報の共有化を図る。
  - (4) 子会社の経営については、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - (1) 監査役を補助すべき使用人としてスタッフを配置する。
  - (2) 研修等を通じて当該使用人の技能の向上を図ると共に、監査役から要望がある場合、必要に応じて使用人の変更、増員等を行うものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
7. 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 他の使用人に補助使用人を兼務させる場合は、監査役を補助業務についての指揮命令は監査役が直接行うものとする。
  - (2) 監査役を補助業務に関する使用人の報酬等の人事考課及び人事異動については監査役の意見を取り入れ決定する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
  - (2) 常勤監査役に重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握を容易ならしめるため、代表取締役より適宜報告を行う。
  - (3) 常勤監査役は、必要に応じ稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社グループは、公正な経営を実現するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又はそれらに関係する企業・個人とは取引関係その他いかなる関係も持たないことを基本方針とする。反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応するものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係排除に取り組んでいく。
11. 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制
  - (1) コンプライアンス、企業行動基準を実践するための統制環境を適切に整備、運用する。
  - (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応を行う。
  - (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備及び運用する。
  - (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備及び運用する。
  - (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
  - (6) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図り企業価値を向上するとともに、株主の皆様に対して利益を還元することを重要な課題と位置づけております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいります。同時に、収益力の向上に注力することで利益を積み上げ、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

内部留保につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する事業基盤の構築、新規事業の創出、M&A等の戦略的な投資に充当し、将来にわたる株主利益確保のために有効に役立ててまいります。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されているもの）として、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）を定めております。

＜当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）について＞

本プランにおいて、「大量買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）を意味し、「大量買付者」とは、大量買付行為を行う者及び行おうとする者を意味しま

す。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

（注1）特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、③上記①②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。）を意味します。（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（i）特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は（ii）特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 企業価値・株主共同の利益に関する考え方

当社グループ（「当社グループ」とは、当社と会社法上の当社子会社を含む企業集団を指します。）は、売れる製品を実現するための魅力的な技術を開発する研究開発型企業を目指し、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェア基盤技術の研究開発と販売を行っております。当社グループが独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品は、既に全世界で5億台を超える携帯電話やデジタルテレビ等の民生用電子機器に利用されており、さらに毎年1億台以上の新たな製品に搭載され出荷され続けております。特に日本の携帯電話においては、全出荷台数の9割以上に当社製品が使われており、海外にて利用されている分も含め、これらの民生用電子機器の機能を実現するために不可欠な構成要素となっております。このような基盤技術の提供が滞ることは、民生用電子機器を製造している国内外の数多くの企業の製品出荷に多大な影響を与えるだけでなく、もはや一般市民の社会生活に欠かせないライフラインとなっている携帯電話の利用にも支障をきたす事態を招来することになります。

当社の企業価値は、このように民生用電子機器の不可欠な構成要素となっている当社グループの独自の技術に基づくソフトウェア製品が、携帯電話メーカーや通信事業者等、ひいては一般市民に安定的・継続的に供給されることによって生み出されるものです。当社がかかるソフトウェア製品を安定的・継続的に供給することが出来なくなれば、多くの当社の顧客先が他社製品にシフトすることが予想され、当社が生み出す将来の収益の合計が著しく毀損されることは明らかであり、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることになります。

そもそもソフトウェア製品は、その性質上、人間の英知によってのみ創り出すことが可能であり、自動機械などで製造を代替することが不可能であることに加え、昨今のソフトウェア製品は規模が大きくなり複雑度が増してきているため、開発ノウハウの継承には長期間を要するものとなっています。したがって、万一当社製品の開発に関わっている人材が大量に流出し開発従事者を短期間で大幅に入れ替えざるを得ないような事態が生じた場合や少数であったとしても当社製品の開発の枢要を担う開発従事者が離職するような事態が生じた場合には、品質の急激な劣化を

招き、また、当社の企業価値の源泉たるソフトウェア製品の安定的・継続的な供給に支障をきたすこととなります。すなわち、当社の企業価値は、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要な要素のひとつとなります。換言すれば、例えば、当社株式の大量買付行為が、開発従事者の流出を招来するおそれがある場合には、当社によるソフトウェア製品の安定的・継続的供給に支障をきたし、当社の企業価値が毀損されるおそれが大きいものといわざるを得ません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 本プランの基本方針・導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環として他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社の買収を企図した大量買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値・株主共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉並びに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様にとって適切なご判断をいただくために極めて重要であると認識しております。これらを遂行するためには大量買付行為に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為、又は、当該ルールを遵守するものの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為や企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対しては必要に応じ相応の対抗措置をとることが、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本プランについて平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。



### 3. 大量買付ルールの内容

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大量買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様への判断、後述の独立委員会の勧告及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、本必要情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含む。）の概要（資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大量買付行為及び結果等を含む。）
- ② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）
- ③ 買付の価格の算定根拠
- ④ 買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤ 買付の後の当社グループの基本的な経営方針、事業計画、買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針の概要
- ⑥ 買付行為完了後に意図する当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることの根拠
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、合理的な範囲で大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部又は一部を開示します。

### 4. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。したがって、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後のみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。

また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

## 5. 対抗措置の発動に係る手続

### (1) 独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会を設置することといたしました（独立委員会の構成、役割等については<資料>別添「独立委員会規定の概要」をご参照ください。）。

当社取締役会は取締役会評価期間において、独立委員会に必ず諮問を行うこととし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。

独立委員会は、(i)大量買付者が本プランに定める手続を遵守しない大量買付者（以下「手続不遵守買付者」といいます。）に該当する場合（発動事由①）、又は(ii)大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、(a)当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合（発動事由②）、もしくは

(b)当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③）には、取締役会に対し、対抗措置を発動することを勧告するものとします。また、独立委員会は、当該大量買付行為が上記発動事由の①、②、③のいずれにも該当しないと認めた場合には、対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。下記(2)で述べるとおり、取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないよう勧告された場合は、これを尊重し対抗措置を発動することはいたしません。また、独立委員会から、対抗措置を発動することを勧告された場合には、これを最大限尊重しつつも、株主の皆様から経営の付託を受け株主に対し最終的な責任を負担する機関として、上記①、②、③の発動事由に該当するか否かについて自らの責任で最終的な判断を行い、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

なお、上記発動事由②の「当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合」とは、次のいずれかに該当する大量買付行為をいいます。

(ア)真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合（いわゆるグリーンメーラーの場合）

(イ)当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合

(ウ)当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産（但し、当社の事業遂行上使用する予定のない遊休資産を処分する場合であって、当該資産の処分により当社が将来生み出す収益の合計に悪影響を与えない場合を除く。）を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的で大量買付行為を行う場合

(エ)強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合

また、発動事由③の「当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合」に該当するか否かの判断に際しては、当社の企業価値が、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるもの

であり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要であることに鑑み、当該大量買付行為によりソフトウェア製品の安定的・継続的供給が妨げられるおそれはないか、具体的には、開発技術者が当該大量買付行為によっても当社を離職せず、又は、離職した場合でも当社と当社の顧客先との間の取引関係に影響がなく、当社の顧客先に対して当社が継続して製品の供給を行うことが可能かどうかという点を重要な判断要素として検討することといたします。そして、これらを検討するにあたっては、必ず開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取するものとします。

但し、独立委員会が聴取した開発従事者及び当社の顧客先の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容を決定する際に参考とする一要素として取り扱われるものであり、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

なお、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

## （２）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないことを勧告された場合には、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会が、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、独自に発動要件を充足するかどうかの判断を行い、所定の場合には株主総会の決議を経た上、本プランに定める対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合であっても、自らの判断の結果発動事由の①、②、③に該当しないとの判断に至った場合は、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会は、上記いずれの場合も、決議を行った場合速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとします。

### ① 大量買付者が手続不遵守買付者に該当する場合（発動事由①）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由①に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

### ② 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合

（ア）大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合（発動事由②）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由②に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく（但し、当社取締役会が株主の皆様ご意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には株主総会の決議を経た上で）、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

(イ) 大量買付行為が当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合(発動事由③)

当社取締役会は、独立委員会より発動事由③に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合は、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認するものとします。その結果、株主の皆様が対抗措置の発動に賛成であると認められる場合は、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

### (3) 株主総会の決議

当社取締役会は、当社取締役会が当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合(発動事由③に該当する場合)、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。このほか、当社取締役会は、当社取締役会が大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合(発動事由②に該当する場合)にも、大量買付行為の内容、大量買付者の属性その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には、当該大量買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催することができるものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

## 6. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てその他具体的にいかなる手段を講じるかについては、法令等及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、その時点で最新の裁判所による判断等を考慮した上最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置のひとつとして、特定買付者等による権利行使は原則として認められないとの差別的行使条件及び当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行う場合、本新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。また、本新株予約権の無償割当てを行う場合であると、また、それ以外の手段による場合であるとを問わず、当社取締役会は、大量買付行為の内容その他諸般の事情を勘案し、当社取締役会により対抗措置の発動が決議された場合、大量買付者が大量買付行為を撤回・中止することができるような方策を、対抗措置の内容として設けることができるものとします。

なお、本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、特定買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

## 7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、

本プランの導入は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て又はその他の新株もしくは新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（発動要件①、②、③に該当するような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当該新株予約権の割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、大量買付者が買付行為を撤回した場合又は対抗措置発動を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合は、新株予約権の割当期日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、又は、新株予約権の割当期日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。

これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### 8. 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、平成21年3月30日開催の第24回定時株主総会の終結の時から平成23年12月期（2011年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。当社取締役会は、本プランが廃止された場合には、当該廃止について、情報開示を速やかに行います。

### 9. 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）、②指針の定める原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、③東京証券取引所の有価証券上場規程第442条に定める買収防衛策の導入に関する事項の内容を踏まえ、上記指針等の示すところを充足するように設計されております。

## (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株主の皆様に対し、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本プランに定める手続きが遵守されない場合、又は本プランに定める手続きが遵守された場合であっても、本プランに規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続（株主総会の決議を含む。）を経て対抗措置の発動を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させることのみを目的として行われるよう、本プランは設計されております。

## (3) 事前の開示

当社は、大量買付者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様にも適切な選択の機会を確保していただくため、本プランを株主総会において当社株主の皆様のご承認を得て導入するものであり、その目的、内容等を予め具体的に開示します。

また、当社是对抗措置の発動を決議した場合にも、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行うものとします。

## (4) 株主意思の重視

当社は、株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを導入させていただくものです。また、本プランでは、一定の場合には、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととされています。

さらに、8. 「本プランの有効期間、廃止」にて記載したとおり、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、この点でも、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

## (5) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。そして、当社取締役会は独立委員会への諮問を経た上、独立委員会が発動を勧告しない限り、対抗措置の発動を決定することができないものとされています。このように、独立委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大量買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

## (6) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、「5. 対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、株主総会の決議を経ず取締役会決議のみに基づき対抗措置を発動するためには、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければならないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会の決議によって廃止できるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされているため、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(8) 取締役の保身を目的とするものではないこと

上記(2)にて記載したとおり、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものであり、当社取締役会が自己保身を目的として導入するものではありません。

また、上記(5)や(6)にて記載したとおり、対抗措置の発動時においても、当社取締役が自己保身を目的として恣意的に発動することを防止するための仕組みを確保しております。

<資料> 別添

独立委員会規定の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設定されます。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役又は当社取締役会から独立した有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等をいう。）3名以上で構成されます。

3. 任期

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、本プランが廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとします。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとします。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。但し、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社に対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期及び範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

## 連結貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>12,331,182</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,470,421</b>
現金及び預金	5,294,791	支払手形及び買掛金	279,212
売掛金	1,786,258	リース債務	1,451
有価証券	4,588,851	未払金	344,458
商品	137,882	未払法人税等	27,386
仕掛品	117,539	繰延税金負債	383
繰延税金資産	10,504	前受金	464,972
その他	419,836	賞与引当金	77,350
貸倒引当金	△24,481	その他	275,206
<b>固定資産</b>	<b>3,023,320</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,491</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>166,251</b>	リース債務	2,491
建物	106,317	<b>負債合計</b>	<b>1,472,913</b>
工具、器具及び備品	59,933	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>1,954,843</b>	<b>株主資本</b>	<b>12,511,652</b>
のれん	75,526	資本金	13,263,950
ソフトウェア	1,692,931	利益剰余金	△743,584
ソフトウェア仮勘定	182,144	自己株式	△8,714
その他	4,241	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△294,841</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>902,225</b>	その他有価証券評価差額金	△52,121
投資有価証券	649,703	為替換算調整勘定	△242,720
繰延税金資産	10,948	<b>少数株主持分</b>	<b>1,664,778</b>
その他	241,572	<b>純資産合計</b>	<b>13,881,589</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,354,502</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>15,354,502</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

（平成22年1月1日から  
平成22年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		9,446,863
売上原価		5,389,187
売上総利益		4,057,675
販売費及び一般管理費		3,846,654
営業利益		211,021
営業外収益		
受取利息	36,927	
受取配当金	3,845	
その他	7,972	48,745
営業外費用		
支払利息	252	
投資事業組合運用損	39,119	
為替差損	52,238	
その他	4,983	96,594
経常利益		163,172
特別利益		
貸倒引当金戻入額	14,061	
負ののれん発生益	457,670	471,731
特別損失		
固定資産除却損	5,778	
投資有価証券評価損	52,544	
段階取得に係る差損	126,788	185,111
税金等調整前当期純利益		449,792
法人税、住民税及び事業税	145,044	
法人税等調整額	9,810	154,854
少数株主損失（△）		△38,905
当期純利益		333,842

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成22年1月1日から  
平成22年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年12月31日残高	13,263,950	6,589,906	△7,667,332	△8,714	12,177,809
連結会計年度中の変動額					
欠損填補		△6,589,906	6,589,906		—
当期純利益			333,842		333,842
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)					—
連結会計年度中の 変動額合計	—	△6,589,906	6,923,748	—	333,842
平成22年12月31日残高	13,263,950	—	△743,584	△8,714	12,511,652

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換 算差額等 合計		
平成21年12月31日残高	△106,082	△4,880	△149,585	△260,548	56,363	11,973,624
連結会計年度中の変動額						
欠損填補				—		—
当期純利益				—		333,842
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)	53,961	4,880	△93,134	△34,292	1,608,414	1,574,122
連結会計年度中の 変動額合計	53,961	4,880	△93,134	△34,292	1,608,414	1,907,964
平成22年12月31日残高	△52,121	—	△242,720	△294,841	1,664,778	13,881,589

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 12社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ジー・モード  
iaSolution Inc.

当連結会計年度において、Zeemote Technology Inc.は新たに設立したため、株式会社ジー・モード及びその子会社2社は株式会社ジー・モードの普通株式を追加取得したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社ジー・モード及びその子会社2社の決算日は、3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数

- ・持分法を適用した関連会社の数 なし

当連結会計年度において、株式会社ジー・モードは連結子会社になったため、持分法適用の範囲から除外しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外のもの
- ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ロ. デリバティブ

時価法

#### ハ. たな卸資産

- ・商品  
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・当社  
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・連結子会社  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・当社及び国内連結子会社 定率法
  - ・在外連結子会社 主に所在地国の会計基準に基づく定額法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～20年

#### ロ. 無形固定資産

- ・市場販売目的ソフトウェア 見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間(3年)に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却
- ・自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法
- ・その他 定額法

#### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 退職給付引当金 一部の在外連結子会社については、現地国の退職給付制度に基づいて退職給付引当金を計上しておりません。

なお、当連結会計年度において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため超過額を投資その他の資産の「その他」に含めております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な収益及び費用の計上基準

・受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約 工事進行基準

・その他の契約 工事完成基準

ロ. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理

・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

・ヘッジ方針 海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。

・ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定を省略しております。

ニ. 消費税等の会計処理 税抜方式

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんは、個々の投資の実態に即し、20年以内の期間で均等償却を行っております。

(7) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

イ. 工事契約に関する会計基準等の適用

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作については工事進行基準を、その他の受注制作については工事完成基準を適用しております。

なお、当連結会計年度において工事進行基準を適用すべき契約がなかったため、この変更による損益に与える影響はありません。

ロ. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用しております。

ハ. 連結貸借対照表の表示方法の変更

前連結会計年度において、区分掲記しておりました投資その他の資産の「敷金・保証金」（当連結会計年度は238,385千円）は、当連結会計年度より株式会社ジー・モード及びその子会社2社を連結の範囲に含めたことを契機に表示方法の見直しを行った結果、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することとしました。

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」（前連結会計年度は70,042千円）は、金額の重要性が増したため当連結会計年度では区分掲記することとしました。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 459,727千円 |
| (2) 偶発債務           |           |

当社の連結子会社であるRococo Software Limitedは、アイルランド政府等から受領した補助金につき、プロジェクトの中止等の一定の事項が発生した場合には請求される可能性があり、その金額は51,137千円であります。

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	101,334株	一株	一株	101,334株

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14株	一株	一株	14株

#### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成13年7月14日 臨時株主総会決議分	平成13年12月27日 臨時株主総会決議分	平成14年3月22日 定時株主総会決議分	平成15年8月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	33株	24.28株	154.86株	399株

	平成16年5月25日 取締役会決議分	平成16年6月24日 取締役会決議分	平成17年5月25日 取締役会決議分	平成17年12月27日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	30株	39株	150株	93株

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、将来の事業目的要資に備えるための余剰資金を一定比率の流動性確保を前提に安全かつ有利に運用し、その果実及び差益をもって当社グループの発展に資することを資金運用の基本方針としております。デリバティブ取引は、将来の為替相場の変動による損失の回避等を目的として行っております。

##### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

現金及び預金は、主として普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての現金及び預金は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

売掛金は、営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての売掛金は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用として保有する債券及びその他の有価証券並びに業務上の関係を有する企業の株式等であり、債券等発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建ての有価証券及び投資有価証券は、為替変動の市場リスクにも晒されております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日となっている営業債務であります。外貨建ての支払手形及び買掛金並びに未払金は、為替変動の市場リスクに晒されております。

未払法人税等は、ほとんどが1年以内の納付期限となっている法人税、住民税及び事業税に係る未払金であります。

デリバティブ取引は、外貨建て取引における為替変動の市場リスクに対するヘッジのための為替予約取引であり、取引相手先の信用リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計処理基準に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ハ、重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

なお、流動性リスクは、当社グループの手元資金が潤沢であるため、僅少であります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 市場リスクの管理

為替変動の市場リスクについては、基本方針、リスク管理体制、権限等を定めた為替リスク管理規程に従い、財務経理部門執行役員の管理の下、担当部署が為替相場の現状及び見通しに基づいた外貨の売買を行うとともに、必要に応じてデリバティブ取引を行っております。為替リスクの管理状況は、定期的に執行役員会議へ報告しております。

有価証券及び投資有価証券の市場価格の変動リスクについては、基本方針、運用、管理手続等を定めた有価証券運用管理規程に従い、定期的に時価や債券・株式等発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ロ. 信用リスクの管理

売掛金の顧客の信用リスクについては、取引の開始、売上債権の管理等を定めた与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金運用として保有する有価証券及び投資有価証券の信用リスクについては、有価証券運用管理規程に従い、格付の高い債券等に限定した運用を行っております。また、保有している債権等の格付けが下がる等の事象が発生した場合には、執行役員会議にて速やかに保有継続の可否を決定する体制としております。

預金の信用リスク及びデリバティブ取引の信用リスクについては、預入先又は取引相手先を国際的に優良な金融機関に限定しております。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円) (*1)	時価 (千円) (*1)	差額 (千円)
① 現金及び預金	5,294,791	5,294,791	—
② 売掛金	1,786,258	1,786,258	—
③ 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,049,351	5,049,351	—
④ 支払手形及び買掛金	(279,212)	(279,212)	—
⑤ 未払金	(344,458)	(344,458)	—
⑥ 未払法人税等	(27,386)	(27,386)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②売掛金、④支払手形及び買掛金、⑤未払金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (千円)
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	
① 非上場株式	23,394
② 投資事業有限責任組合出資金	165,809
計	189,203

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本表には含めておりません。

### 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	5,294,791	—
売掛金	1,786,258	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)	4,000,000	—
合計	11,081,049	—

## 5. 企業結合等に関する注記

### 取得による企業結合

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ジー・モード

事業の内容 国内コンテンツ配信事業、カジュアルコミュニケーション事業、  
海外事業、その他の事業

##### ② 企業結合を行った主な理由

前連結会計年度において、当社は株式会社ジー・モードと業務資本提携を締結し、持分法適用関連会社といたしました。更なる業務資本提携に関する協議・検討を進め、その結果、当社の主力製品である組み込み向けJavaプラットフォーム「JB1end」と、株式会社ジー・モードが開発・提供している豊富なゲームコンテンツとの融合により、特にエマージングマーケット等の海外市場での競争力を更に強化し、両社の収益機会を急速かつ大幅な拡大を実現するためには、持分法適用会社という緩やかな関係にある状況から更に踏み込んだ連結子会社としての強固な体制を速やかに構築し、両社の企業価値を高めることが、両社の中長期に渡る成長に大いに資するものであると判断いたしました。同時に、当社と株式会社ジー・モードが持つ製品及びサービスは、それらを融合させることで新しい価値を創出するという相互補完関係にある一方で、当社は組み込み向けJavaプラットフォームが主力製品であり、株式会社ジー・モードはゲームコンテンツを供給しており、両社の業務提携による事業推進と同時に、特に日本国内ではそれぞれ単体での事業展開も推進していることから、両社の経営の自主性を尊重しながら中長期的な経営戦略を共有しつつ連携を更に強化していくことが両社事業の発展を最大化させると考え、当公開買付けでは、買付予定の株券等の数に上限(34,068株)を設け、当公開買付け後も引き続き株式会社ジー・モード株式の上場を維持する方針といたしました。

当公開買付けの結果、株式会社ジー・モードが当社の連結子会社となったことにより、これまでより更に踏み込んだ両社の技術力の融合や新たな機能・サービスの共同開発及び共同保有、更には現在当社が保有する海外子会社及び株式会社ジー・モードを含むアプリックスグループ全体の事業領域の明確化と効率的な経営資源の投入などが可能になり、特にエマージングマーケット等の海外市場での競争力を速やかに高めることで、両社の収益機会の大幅な拡大を実現する所存であります。

③ 企業結合日

平成22年1月18日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得（公開買付け）

⑤ 結合後企業の名称

株式会社ジー・モード

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	20.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	27.4%
取得後の議決権比率	47.4%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金により株式会社ジー・モードの株式を取得したこと、及び株式会社ジー・モード株主と当社との株主間契約に基づき、当社と同一内容の議決権を行使することに同意している同社株主が所有する議決権比率が10.5%であり、当社が同社を実質的に支配していると認められるためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成22年1月1日から平成22年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	1,330,815千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	48,116
取得原価		1,378,931

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 126,788千円

(5) 負のれん発生益の金額及び発生原因

① 負のれん発生益の金額

457,670千円

② 発生原因

当社の投資に対応する時価純資産が取得原価を上回ったためであります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,079,072千円
固定資産	379,119千円
資産合計	4,458,191千円
流動負債	576,929千円
負債合計	576,929千円

(7) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の開始の日をみなし取得日として連結しているため、当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響はありません。

#### 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	120,576円50銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	3,294円94銭

# 貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>7,481,136</b>	<b>流動負債</b>	<b>842,906</b>
現金及び預金	2,170,718	買掛金	101,143
売掛金	415,914	リース債務	1,451
有価証券	4,588,851	未払金	141,828
商品	700	未払費用	52,736
仕掛品	3,896	未払法人税等	19,453
前渡金	192,326	前受金	402,736
前払費用	27,221	預り金	46,598
その他	81,507	賞与引当金	21,485
<b>固定資産</b>	<b>5,383,375</b>	その他	55,472
<b>有形固定資産</b>	<b>48,164</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,491</b>
建物	33,515	リース債務	2,491
工具、器具及び備品	14,648	<b>負債合計</b>	<b>845,398</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,824,351</b>	<b>純資産の部</b>	
特許権	41	<b>株主資本</b>	<b>12,070,444</b>
商標権	1,066	資本金	13,263,950
ソフトウェア	1,630,646	利益剰余金	△1,184,791
ソフトウェア仮勘定	189,711	その他利益剰余金	△1,184,791
その他	2,885	繰越利益剰余金	△1,184,791
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,510,860</b>	自己株式	△8,714
投資有価証券	612,178	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△51,330</b>
関係会社株式	2,789,048	その他有価証券評価差額金	△51,330
出資金	50	<b>純資産合計</b>	<b>12,019,113</b>
関係会社出資金	16,746	<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,864,511</b>
その他	92,837		
<b>資産合計</b>	<b>12,864,511</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成22年1月1日から  
平成22年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		4,080,473
売上原価		2,097,208
売上総利益		1,983,264
販売費及び一般管理費		1,751,918
営業利益		231,346
営業外収益		
受取利息	607	
有価証券利息	13,679	
受取配当金	30,666	
その他	3,013	47,968
営業外費用		
支払利息	237	
投資事業組合運用損	33,930	
為替差損	13,120	
その他	3,604	50,892
經常利益		228,422
特別利益		
貸倒引当金戻入額	122	
関係会社株式売却益	118,817	118,939
特別損失		
固定資産除却損	4,886	
投資有価証券評価損	52,544	57,431
税引前当期純利益		289,930
法人税、住民税及び事業税		131,288
当期純利益		158,641

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成22年1月1日から  
平成22年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
平成21年12月31日 残高	13,263,950	6,589,906	-	△7,933,339		△8,714	11,911,802
事業年度中の変動額							
資本準備金の取崩		△6,589,906	6,589,906				-
欠損填補			△6,589,906	6,589,906			-
当期純利益				158,641			158,641
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							-
事業年度中の変動額合計	-	△6,589,906	-	6,748,547		-	158,641
平成22年12月31日 残高	13,263,950	-	-	△1,184,791		△8,714	12,070,444

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	
平成21年12月31日 残高	△105,830	11,805,972
事業年度中の変動額		
資本準備金の取崩		-
欠損填補		-
当期純利益		158,641
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	54,499	54,499
事業年度中の変動額合計	54,499	213,141
平成22年12月31日 残高	△51,330	12,019,113

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- イ. 子会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
- ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産

- イ. 商品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ロ. 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 5～15年

##### ② 無形固定資産

- イ. 市場販売目的ソフトウェア 見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間（3年）に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却
- ロ. 自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ハ. その他 定額法



- ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- ① 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
- イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
- 工事進行基準
- ロ. その他の契約
- 工事完成基準
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② 消費税等の処理方法
- 税抜方式
- (6) 重要な会計方針の変更
- ① 工事契約に関する会計基準等の適用
- 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作については工事進行基準を、その他の受注制作については工事完成基準を適用しております。
- なお、当事業年度において工事進行基準を適用すべき契約がなかったため、この変更による損益に与える影響はありません。
- ② 貸借対照表の表示方法の変更
- 前事業年度において、区分掲記しておりました投資その他の資産の「敷金・保証金」（当事業年度は90,337千円）は、資産の総額の100分の1以下であり、当面増加の見込みがないため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することとしました。

③ 損益計算書の表示方法の変更

前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「法人税等還付加算金」(当事業年度は414千円)は、金額的重要性が乏しくなったため営業外収益の「その他」に含めて表示することとしました。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	234,147千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	87,185千円
② 短期金銭債務	113,386千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 営業取引による取引高	
イ. 売上高	283,489千円
ロ. 委託加工費等	1,000,310千円
② 営業取引以外の取引による取引高	209,201千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	14株	一株	一株	14株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

売上原価否認	20,340千円
未払事業税	5,514
賞与引当金	8,740
その他	2,837
小計	37,433
評価性引当額	△37,433
合計	—

繰延税金資産（固定）

ソフトウェア償却超過額	45,144千円
ソフトウェア仮勘定評価損	1,688,400
投資有価証券評価損	251,111
子会社株式	3,090,106
繰越欠損金	1,846,445
その他	50,199
小計	6,971,407
評価性引当額	△6,971,407
合計	—

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	40.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0
寄附金	6.2
外国法人税額等	43.3
評価性引当額の減少	△47.7
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.3

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	26,718千円	21,595千円	5,123千円
合計	26,718千円	21,595千円	5,123千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	4,359千円
1年超	1,080
合計	5,440

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	被所有 直接14.8	営業取引、 役員の兼任	当社製品の販売	2,246,793	前受金	378,605

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を参考にしております。

### (2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	iaSolution Inc.	所有 直接100.0	海外拠点 役員の兼任	関係会社株式の売却 売却代金 売却益	182,380 118,817	—	—

(注) 1. 売却価格は、簿価純資産を勘案して決定しており、支払い条件は一括現金払いであります。

### (3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	宮路 武	—	当社取締役	関係会社株式の購入 購入代金	410,225	—	—

(注) 1. 購入価格は、取引直近日の大阪証券取引所JASDAQ市場の終値により決定しており、支払い条件は一括現金払いであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 118,625円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 1,565円75銭   |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年 2月14日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 野 雄 一 郎 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 井 武 志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年 2月14日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 野 雄一郎 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 井 武 志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針並びに職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当社監査役会規程並びに監査役会が定めた平成22年度監査計画及び監査実施計画等に準拠するとともに、社団法人日本監査役協会の定める監査役監査実施基準及び監査役監査実施要領等を参照しながら監査を行い、取締役、執行役員、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役並びに監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四. 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年2月24日

株式会社アプリックス 監査役会

常勤監査役 根本 忍 ㊟

監査役 楠 木 建 ㊟

監査役 長 橋 賢 吾 ㊟

(注) 監査役楠木建並びに長橋賢吾は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。